2025年5月31日

所定疾患施設療養費算定（Ⅰ）について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、
肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、
以下のような条件（算定条件による）を満たした場合に、介護報酬等において評価されることとなっております。
当施設では、ご入所者様への安心のご提供等に資するべく、また、所定疾患施設療養費（Ⅰ）を適切に算定するため、
治療の実施状況をご報告しております。

【算定条件】

①所定疾患施設療養費は，肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し，治療管理として投薬，
検査，注射，処置等が行なわれた場合に，１回に連続する７日間を限度とし，月１回に限り算定するもので
あって，１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものであること。
②所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は，同時に算定することは出来ないこと。
③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
イ. 肺炎
ロ. 尿路感染症
ハ. 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
ニ. 蜂窩織炎
ホ. 慢性心不全の増悪
④肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
⑤慢性心不全の増悪については、原則として注射又は酸素投与等の処置を実施した場合のみ算定できるものとし、
常用する内服薬を調整するのみの場合では算定できないこと。
⑥算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、
当該内容を診療録に記載しておくこと。
⑦当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

当施設での主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服及び点滴注射、水分補給（経口・点滴）、 喀痰吸引、対症療法による苦痛の緩和など
尿路感染	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴、 水分補給（経口）、対症療法による苦痛の緩和など
蜂窩織炎	抗菌薬の内服及び点滴、対症療法による苦痛の緩和など

令和７年度　算定状況

診断名/年月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0											0件
	日数	0	0											0日
尿路感染症	人数	3	1											4件
	日数	15	6											21日
蜂窩織炎	人数	0	0											0件
	日数	0	0											0日